

(仮称)明石市住民投票条例の論点について
答申書

《概要版》

平成26年(2014年)10月

明石市住民投票条例検討委員会

答申にあたって

昨年の8月に検討委員会が設置されて以降、これまで11回の委員会を開催し、委員間で議論を重ねてきました。この度、検討委員会での検討結果を取りまとめましたので、ここに答申いたします。

検討委員会では、住民投票条例の論点となる21の検討事項について、特に検討を要する「住民投票の対象事項」「意見表明方法（投票の形式）」「住民請求に要する署名数の要件」「住民投票の請求資格及び投票資格」「投票成立要件」の5項目とその他の16項目に区分して、議論しました。

検討委員会では、住民投票が実施された場合にはできる限り幅広く意見が出され、それが市政に反映されることが制度の趣旨であり、そのために、まずは投票率をアップする方策を考えなければならないこと、それには若者の関心を高める必要があり、市としてその努力をしなければならないことなど、熱心に議論されました。

請求資格・投票資格については、住民の意見を広く聞くという住民投票制度の趣旨を重視し、18歳以上で、一定期間以上定住している外国人を含めるという考え方で一致しました。

署名数の要件については、「6分の1以上」「8分の1以上」「10分の1以上」に意見が分かれました。各委員がそれぞれの考えを述べるとともに、他の委員の意見にも耳を傾け、延べ6回にわたり相当の時間をかけて議論を重ねるなど、検討委員会としての結論を導き出すため、努力を続けました。

そのような経過を経て、最終的に「8分の1以上」を検討委員会の結論とすることに委員全員が合意し、それを結論とすることになりました。

また、署名収集手続に関し、現実に合わせて、開かれた制度となるよう、署名期間を2か月にし、署名簿への押印を不要とするなど、法律に定める直接請求手続よりも要件を緩和することとしました。

その他、今後の検討課題として、投票率のアップや投票方法（電子投票の導入等）、情報提供（公開討論会の開催等）に関し、積極的な取組みや様々な手法が提起されました。

市におかれましては、答申の内容に十分ご配慮いただくとともに、われわれ検討委員会の思いをお汲み取りいただき、住民投票条例の制定とその後の推進に向けてご尽力いただきますよう、お願い申し上げます。



住民投票条例の論点と検討結果

検討項目と論点	検討結果
<p>1 住民投票の対象事項</p> <p>明石市自治基本条例第14条では、「将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項について、住民が市長に対して住民投票の実施を請求したときは、市長は、住民投票を実施しなければならない。」と定められている。住民投票の対象事項をどのように考えるのか。また、対象事項の規定方法をどうするか。</p> <p>(1) ポジティブリスト（投票の対象となる事項の列举）方式を採用するか。</p> <p>(2) ネガティブリスト（投票の対象とならない事項の列举）方式を採用するか。</p> <p>（他の自治体で定められている事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶市の権限に属さない事項 ▶法令で住民投票できる事項 ▶専ら特定の市民又は地域にのみ関係する事項 ▶組織、人事、財務に関する事項 ▶その他住民投票に付することが適当でないと認められる事項（不適事項） 	<p>(1) ポジティブリストについて</p> <p>対象事項として、細かいところまで決める必要はない。明石市自治基本条例第14条に定める「将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項」を定めることで十分で、それ以上は定めない。</p> <p>(2) ネガティブリストについて</p> <p>ポジティブリストは定めないとする考えであり、それとの整合性からも、できる限り要件を限定せず、一定の署名数をもって請求される事案は対象事項とする。</p> <p>しかし、国の法令に基づく住民投票について、法定の要件よりも低い署名数で条例による住民投票が実施されるといった脱法行為も考えられないことはないことから「法令で住民投票できる事項」を、また、「特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項」を確認的に定める。</p>
<p>2 意見表明方法（投票の形式）</p> <p>設問及び選択肢の設定方法によって、投票結果に大きな影響を生じるような事態を避ける必要があることから、投票の形式としては、選択肢を二者択一で賛否を問う方法が一般的となっている。一方で、二者択一を原則としながら、例外規定として、3以上の選択肢を設定している自治体もある。</p> <p>(1) 設問及び選択肢の形式について、二者択一のみとするか。</p> <p>(2) 二者択一以外に、例外規定として、3以上の選択</p>	<p>(1) 二者択一を原則とする。しかし、代表者資格証明書の交付申請段階で二者択一で出てきても、それでは実施が困難と市長が判断したとき（例えば、あえて二者択一にしようとして抽象的な選択肢となってしまう等、二者択一にするのが無理な場合）は、申請者と協議の上で、例外的に3以上の選択肢を設けることを認める。</p> <p>(2) 3以上の選択肢を設けることを認める場合、「例えば、三者択一で投票結果がそれぞれに分かれ、一番得票数の多い選択肢が投票資格者総数の過半数を超えなかったときに、投票結果としてそれをどのように取り扱うのか。」については、投票成立要件における尊重義務の考え方を参照のこと。</p> <p>(3) 設問、選択肢が公平かどうか等については、市長が判断をする。その結果に対しては不服申し立てや訴訟が可能な仕組みが設けられており、「第三者委員会」を設置して事前チェック体制を設ける必要はない。</p>

<p>肢を設ける必要はないか。</p> <p>(3) 設問及び選択肢について、公平性などの観点から、誰がどのようにチェックし、判断するのか。</p>	
<p>3 住民請求に要する署名数の要件</p> <p>※ 投票資格者を有権者とした場合の明石市の投票資格者数（有権者数）は約24万人</p> <p>(1) 投票資格者の3分の1以上（投票資格者を有権者とした場合約8万人必要）とするか。</p> <p>(2) 投票資格者の4分の1以上（約6万人必要）とするか。</p> <p>(3) 投票資格者の5分の1以上（約4万8千人必要）とするか。</p> <p>(4) 投票資格者の6分の1以上（約4万人必要）とするか。</p> <p>(5) 投票資格者の10分の1以上（約2万4千人必要）とするか。</p> <p>(6) 投票資格者の50分の1以上（約4,800人必要）とするか。</p>	<p>はじめに論点整理を行い、「3分の1以上」は厳しすぎ、「50分の1以上」はハードルが低すぎるとの理由で選択肢から除き、「4分の1以上」から「10分の1以上」の間で検討することになったが、委員の間では、「6分の1以上」と「10分の1以上」とに意見が分かれた。</p> <p>そこで、「6分の1以上」と「10分の1以上」とで採決を行い、「6分の1以上」が多数となった。</p> <p>その後、再度、全員の合意を条件に委員提案の「8分の1以上」について議論を重ねたが、全員一致とはならず、多数決の結果である「6分の1以上」を検討委員会の結論とすることに一旦なった。</p> <p>しかし、この間の議事運営について協議した結果、「8分の1以上」も、全員一致を前提とする条件付きの案ではなく、「6分の1以上」「10分の1以上」と並べて扱う対等な選択肢として位置付けることとし、改めて検討した結果、「委員個人としては、6分の1以上、10分の1以上と、それぞれ考えはあるが、双方の考え方を取り入れた8分の1が適当である。」として、「8分の1以上」を委員会の結論とすることに委員全員が合意し、それを結論とした。</p>
<p>4 住民投票の請求資格及び投票資格</p> <p>(1) 年齢要件</p> <p>① 20歳以上にするのか。18歳以上にするのか。16歳以上にするのか。</p> <p>② 請求資格と投票資格の対象範囲を同一にするのか。相違させるのか。</p> <p>(2) 国籍要件</p> <p>① 日本国籍を有する人に限定するのか。</p> <p>② 定住外国人（特別永住者、永住資格者）の請求資格、投票資格を認めるのか。</p> <p>(3) 住所要件</p> <p>明石市自治基本条例で「住民（市内に居住する者）」を対象としている。また、地方自治法第18条（選挙権）では、「引き続き3箇月以上市町村の区域内に</p>	<p>【年齢要件】及び【国籍要件】</p> <p>対象事項が「将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項」であることを考えると、若い人たちが一番影響を受けることになる。そのためできるだけ若い人たちの意見を聞く必要がある。</p> <p>また、住民投票は市の政策や施策について住民の意思を確認するために行われるものであって、代表者を決める選挙とは違うことから、住民として地域活動にも参加する定住外国人も含めて広く意見を聞く必要があると考える。</p> <p>他方で、若者や外国人が十分な意識や自覚を持っているのかという懸念の声があるが、そういうことを理由に投票の機会を奪うのではなく、若者や外国人に対して、明石市政に対する関心や自覚を高めてほしいという期待を込めて、また、関心や自覚を高めるための努力を住民投票制度の実施に当たって行っていくことを大前提として、18歳以上の若者や定住外国人について、住民投票の請求資格・投票資格を認める。</p> <p>なお、定住外国人の定義は、次のとおりとする。</p> <p>①住民基本台帳法第30条の45に定める特別永住者（第二次世界大戦前から日本に滞在する</p>

<p>住所を有するもの」と規定されている。同様の規定を定めるか。</p>	<p>朝鮮半島や台湾の出身者で、サンフランシスコ平和条約の発効により日本国籍を失った人たちやその子孫)</p> <p>②住民基本台帳法第30条の45に定める中長期在留者(永住許可を得ている永住者や日本人等の配偶者等、また一定期間日本で居住を認められた定住者のほか、芸術や文化活動などを行うための在留資格者)で、引き続き3年を超えて日本に住所を有する者</p> <p>また、請求資格と投票資格の対象範囲については、投票資格者名簿を常備しておくための事務負担が大きいとの理由で、請求資格を選挙人名簿で対応できるように有権者とし、投票資格(18歳以上)と相違させている自治体があるが(岐阜県多治見市)、本市においては、その必要がないため、同一にする。</p> <p>【住所要件】</p> <p>市内に住所を有する者(住民)に限定するとともに、選挙と同様に、「投票期日の告示の日の前日(投票日の8日前)」を基準日として、引き続き3か月以上住所を有することを要件とする。</p> <p>※公職選挙法では、「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有するもの」が選挙権を有すると規定されており、その理由を「その団体の住民として選挙に参加するためには、少なくとも一定期間をそこに住み、地縁的關係も深く、かつ、ある程度団体内の事情にも通じていることが必要である。」としている。</p>
<p>5 投票成立要件</p> <p>住民投票の成立要件として、投票資格者の一定数以上の投票率(投票者数/投票資格者総数)を定めている事例がある(37/52自治体)。</p> <p>(1) 投票成立要件を設けるか、否か。</p> <p>①成立要件を設けない場合は、必ず開票し、結果を公表する。投票結果についての尊重義務は課される。</p> <p>②投票成立要件を設ける場合、成立要件として投票率を何%にするか。</p> <p>(2) 投票成立要件を設け、要件を満たした場合は、当然、開票し、結果を公表するが、要件を満たさなかった場合には、以下の取扱いが考えられる。</p> <p>①不成立宣言をし、開票もしない。</p>	<p>(1) 成立要件について</p> <p>投票結果の捉え方として、「尊重義務をどのように考えるか。」が論点となったが、自治基本条例に定める尊重義務があることを前提にした上で、「1票でも多い方の選択肢を機械的に尊重することではなく、投票の結果や議論の過程などを詳細に見た上で、代表機関が民意を知り、それによりの確に応答する責任を持つ。住民投票とはそういう制度である。」という考え方で、成立要件は「設けない」ものとする。</p> <p>(2) 開票要件について</p> <p>多額の費用を支出して実施した以上、必ず開票し、結果を住民に知らせることが原則であることから、開票要件は「設けない」ものとする。</p>

<p>②不成立宣言をするが、開票し、結果を公表する。 しかし、不成立であることから、投票結果についての尊重義務は課さない。</p>	
<p>6 議会及び市長の発議権 (1) 議会からの発議を認めるのか。議会からの発議を認める場合、議員の請求要件又は常任委員会の請求要件をどうするか。 (2) 市長からの発議を認めるのか。市長からの発議を認める場合、議会の同意要件を課すのか。</p>	<p>自治基本条例に基づく住民投票制度は、住民の視点から設計されるべきであるし、議会及び市長は、本条例とは別に自ら条例を制定して、又はその旨を提案して、住民投票を実施できることから、議会及び市長の発議権を認める必要はない。</p>
<p>7 署名収集期間 地方自治法施行令（H25.3.1改正）では、条例の制定改廃等に係る直接請求の署名収集期間は、都道府県及び（政令）指定都市にあっては2か月間、（政令）指定都市以外の市町村にあっては1か月間とされている。署名収集には人口規模が大きな影響を与えているが、（政令）指定都市以外の市町村の場合、人口50万人でも1万人でも署名収集期間は同じ1か月間となっている。 ① 明石市の人口規模からして、都道府県及び（政令）指定都市に準じ、2か月間とするか。 ② 直接請求の規定を踏まえ、1か月間とするか。</p>	<p>明石市の人口規模を考えると、1か月では短い。住民にきちんと政策の是非を伝えて考えてもらうには、2か月ぐらいの期間は必要であることから、都道府県及び（政令）指定都市に準じ、2か月間とする。 ※署名収集期間を1か月より長くしている自治体は、多治見市が40日、川崎市と鳥取県が2か月、野田市が3か月となっている。</p>
<p>8 署名収集における手続 地方自治法に基づく直接請求での署名収集は、(1)直接請求代表者又は署名収集受任者以外の人が収集した場合は無効になる、(2)身体障害者等を除き、署名収集には家族でも代筆、代行は認められない、(3)署名簿には生年月日の記載や押印が必要である、といった厳しい制約が課されている。 制度設計に当たって、署名収集手続の要件をどうするか。 ① 署名収集における手続について、直接請求の場合よりも要件を緩和するか。</p>	<p>(1) 本人確認のために住所・生年月日は必要である。また、署名の際、身体障害者等を除き、代筆、代行は認められない。 (2) 押印については、判例によると、「直接請求のように地方自治の運営に影響のある制度にあっては、その手続を厳格に遵守することが不可欠の要件であり、住民の意思表示である署名収集においても厳正かつ公正であることが求められるため、署名だけでなく、押印まで求められている。」と考えられている。 委員からは、「行政運営の立場からすると、きちっとしたものを残すという意味で押印は必要である。」といった意見があった一方で、「直接請求の署名には名前、生年月日、印鑑を必要としているが、印鑑や筆跡が正しいかどうかは、事実上確認する方法はない。唯一の確認手段は、氏名、住所、生年月日が一致しているかどうかくらいで、選挙管理委員会としてもそれ以外のことはできないはずであるから、署名の際には、『氏名、住所、生年月日』だけでいいのではないか。」との意見</p>

<p>② 直接請求の規定を踏まえ、同様の手続とするか。</p>	<p>があった。</p> <p>検討の結果、①住民投票は法令の定めにより直接拘束を受けるものではない、②押印は本人確認には意味がない、③確かに押印を要求するメリットはあるが、より住民に使いやすくするというメリットを優先すべき、との理由から、地方自治法に基づく直接請求の場合よりも要件を緩和し、押印は不要とする。</p> <p>※全国の52自治体で押印を不要としている自治体はなく、全国初となる。</p>
<p>9 異議の申出制度</p> <p>住民投票請求代表者や投票資格者など、住民投票に係る者に対する権利侵害について</p> <p>① 市長や選挙管理委員会の行為が処分に当たる場合、行政不服審査法に基づき、当該処分の違法又は不当を理由として当該処分の取消しを求める不服申立てを行うことができる。</p> <p>② 処分に当たらないものについては、行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことができない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>処分には当たらないもののうち特定の行為については、条例の規定による異議の申出の仕組みを設定するか、否か。</p>	<p>市長や選挙管理委員会の行為が処分に当たらない場合でも、そのうち特定の行為（投票資格者名簿の登録や署名簿の署名）については、行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことができる場合と同様に、救済措置として異議の申出の仕組みを定める。</p> <p>※住民投票の請求代表者が代表者証明書の交付を市長に申請したが、発議事項が住民投票の対象事項でない等により、市長が証明書の発行を拒否した場合には、その行為が申請に対する処分に当たることから、請求代表者は行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことができるが、例えば、投票資格者本人が投票資格の有無など投票資格者名簿への登録に関して不服がある場合は、登録という行為が処分には当たらないとすれば、行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことができない。</p> <p>また、署名簿に記入された署名を無効と判断されたことに対して署名者から不服がある場合も無効と判断した行為は署名者に対する処分ではなく、請求代表者に対する処分であるため、署名者本人からは行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことができないと考えられる。</p>
<p>10 執行停止制度の導入</p> <p>住民投票を行うことが決定した場合、住民投票の結果が出るまでの間、住民投票の対象となった施策に関する事務の執行を停止する制度が必要かどうか。（現在のところ、導入している自治体はない。）</p>	<p>委員からは、「状況次第では関係者に対する損害賠償が必要になることもあり得、その場合、住民投票の発議の段階で損害賠償を支払ってまで止めるべきか、という現実的な難しさがある。」といった意見があった一方で、「住民投票を行うことが決定したら、当然その結果が出るまでは関係する事務の執行を停止するべきであろう。事業の段階によっては、多様な対応ができるのではないか。」との意見もあったが、条例に一律に執行停止の規定を盛り込むのは難しいため、条例の解説等の中で、「市民の判断が出るまで、事業の進行を待てるような、その間に既成事実が進行していくことがないような仕組みを作ることが重要である。」ことを何らかの形で盛り込むようにする。</p>
<p>11 実施体制（執行者）</p> <p>(1) 市長が実施機関として執行する。</p> <p>(2) 市長を実施機関とした上で、その権限に属する事務を選挙管理委員会に委任する。</p>	<p>選挙管理委員会は、選挙の投票及び開票に係る事務に関する実績と経験がある。住民投票の管理及び執行に関する事務は選挙の場合とほぼ同様であり、効率的に住民投票の事務を行うとともに、投票開票についての客観性や透明性を確保するため、実施機関は市長とし、住民投票の管理及び執行に関する事務を明石市選挙管理委員会に委任する。</p>

<p>12 投票率のアップ</p> <p>投票率のアップは、選挙でも以前から言われている課題であり、これまで期日前投票の実施や投票時間の延長などの取組みが行われてきているが、目を見張るような効果は生まれていない。</p> <p>投票率アップを実現するにはどんな方法をとるか。</p> <p>選管にまかせるだけでなく、どのようなPRをするか。投票の実施方法の工夫を検討すべきである。</p>	<p>投票率のアップには若者の関心を高めることが課題となる。そのためには、小・中学生の小さなときから地域のことを考えるような仕組みづくりを考えるなど、学校現場も含めて政治や行政、まちづくりへの関心を高めるための対応が必要である。(検討委員会事務局では、若者の意見を聞く目的で、市内の一部の高等学校等で住民投票についての出前講座を提案したところ、学校が積極的に受け入れていただき、授業の一環として、投票資格の年齢要件についてディベート等を行うなど住民投票についての理解を深める機会となり、若者の関心を高める一つの取組事例になった。)</p> <p>投票率のアップは、情報提供のやり方や投票方法と密接に関係する項目であり、それらの取組みとも併せて、今後の検討課題とする。</p>
<p>13 情報の提供主体</p> <p>住民投票により住民の意思を確認するためには、住民投票についての関心を高めるとともに、十分な情報が得られることが必要不可欠であると考えられる。</p> <p>住民投票の管理及び執行に関する事務を行う選挙管理委員会が最小限の事務的・手続的情報を提供するのを前提として、</p> <p>(1) 市長が積極的に、公平かつ中立な情報提供を行うべきか。</p> <p>(2) 反対派又は賛成派による積極的な情報提供はどのように行われるか。その際、市長も一方当事者の立場から情報提供してよいのか。</p>	<p>情報提供のやり方に関しては様々な課題があるが、公開討論会(反対派・賛成派が賛否両論の意見を戦わせる場)や反論権の保障(市が情報を広報等で発信する際にその半分のスペースを反対する団体に提供して自由に発信してもらうやり方。新聞への意見広告がある。)といった提案や、中立で、公平な情報提供のやり方を学ぶという意味で、コンセンサス会議(デンマークで行われている手法。科学的・専門的な問題について、素人の市民が委員となり、様々な立場の専門家から情報提供を受けて、勉強して、議論を積み重ねて提案を出すというもの。)という手法も紹介され、情報提供のやり方に関して条例に具体的な表現を盛り込むかを含め検討された。</p> <p>その結果、条例上は、「市長からの一方的な情報提供とならないよう公平性・中立性に十分配慮した上で情報提供等を行うことを義務付ける」内容を盛り込むのみとし、その代り、このような様々な考え方があることをできるだけ逐条解説等に盛り込んでいく。</p> <p>「第三者委員会」が公平な情報提供や公開討論会等への対応等を担うには機能面等で疑問がある。「第三者委員会」を設置する必要はない。</p>
<p>14 投票運動の規制</p> <p>条例に基づく住民投票については、公職選挙法の規定が適用されないことから、選挙のような制限を加えず、可能な限り自由としている自治体が多いのが現状である。</p> <p>(1) 住民投票運動の手法として、どこまで認めるか。投票勧誘や戸別訪問なども認めるか。</p> <p>(2) 条例上の義務違反があった場合、その違反者に対して相当の行政罰を加えるために罰則規定を設定するか。</p>	<p>(1) 公職選挙法と違い、住民投票については戸別訪問を解禁するなど、あらゆる情報伝達手段を用いることとし、できるだけ規制を設けないこととする。しかし、買収や脅迫、強要といった住民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるような行為を制限する一般的な不正行為の禁止規定は必要である。ただし、投票結果に拘束力を持たない諮問型の住民投票では罰則規定までは不要との考え方が多数となっていることから、罰則規定は設定しない。</p> <p>(2) 署名収集期間や投票運動期間が選挙期間と重なる場合は、住民投票運動が政治活動とみなされ、公職選挙法に抵触し、事前運動とみなされるおそれがあるなど制限されることになる。</p> <p>そのため、署名収集については、地方自治法及び同施行令に定める直接請求の取扱いと同様に中断する(その分収集期間を延長する)。</p> <p>また、投票運動については、期間が決まっている状況の中で投票運動を中断するという事は想定しにくいので、投票期日を延期する(投票期日の告示を延ばす)。</p>

<p>15 住民投票の実施区域</p> <p>(1) 住民投票の実施区域は市内全域とするのか。</p> <p>(2) 案件によっては地域を限定したりできるようなのか。</p>	<p>明石市の全域を実施区域としない案件は住民投票になじまないと考えべきであり、住民投票の実施区域は市内全域とし、実施区域の規定は置かない。</p>
<p>16 投票期日</p> <p>(1) 市長に投票日の設定範囲の義務を課すか。 例：住民投票実施請求があった旨の告示をした日から起算して31日～90日までの間で実施しなければならない。</p> <p>(2) 市長や市議会議員選挙その他の選挙と期日が重なる場合、期日の変更をするか、同日に実施するか。</p>	<p>(1) 4「住民投票の請求資格及び投票資格」のところの住所要件において、一時的に投票資格者になることを目的とする転入を防ぐため、「投票期日の告示の日の前日」を基準日として引き続き3か月以上住所を有するという要件を課しているのと同様の趣旨で、住民投票の実施請求があった旨の告示をした日から起算して31日～90日までの間に住民投票を実施する旨、市長に投票日の設定範囲の義務を課す。</p> <p>(2) 14「投票運動の規制」のところでも触れているが、公職選挙法等により、選挙の告示後は、住民投票運動が政治活動とみなされ制限されてしまうことなどから、他の選挙と期日が重なる場合は期日の変更を可能とする。</p>
<p>17 投票方法</p> <p>住民投票における投票も公職選挙法等の例により実施するよう他の自治体でも定められているが、ネット投票、郵便投票など、人件費等費用負担の少ない方法で、公平性・平等性が担保され、かつ、住民の意向をより幅広く聴く方法はないか？</p>	<p>技術的な難点もあり、現時点では、他の選挙と切り離して住民投票だけ別の方法を採用するのは難しい。住民投票においては他の選挙とは違い住民の意向をより幅広く聴く工夫として、可能であればインターネットを用いるなどの電子投票も取り入れていくという姿勢のもと、公職選挙法との関係も考慮しながら、選挙制度全体として考え、取り組んでいく。今後の検討課題とする。</p>
<p>18 意見表明方法(投票資格者以外の住民の意思の把握)</p> <p>投票資格者以外の住民にも住民投票と同日に別途投票してもらい、投票結果はあくまで参考扱いだが、その意思の把握に努めるようにしている自治体もある(埼玉県富士見市)。</p> <p>投票資格者以外の住民の意思の把握を行うか。</p>	<p>投票資格を持たない人の意見を汲み上げることは市にとって重要なことであり、条例に定める住民投票とは別に、ある一定のカテゴリーの人々を対象として、住民投票と同時に投票してもらう制度を作ることも考えられるが、投票資格者について、18歳以上で定住外国人を含めるということであり、また、投票資格者以外の者の意思の把握を目的とするのであれば、必ずしも投票という手段でなくても、市民参画条例に定める様々な手法、その他事案に応じて最適な市民参画の手法を活用することで対応できると考え、投票資格者以外の住民の意思の把握について条例には何も定めない。</p>
<p>19 投票結果の取扱い</p> <p>(1) 自治基本条例に尊重義務規定があるため、住民投票条例では規定しないか。</p> <p>(2) 自治基本条例に加えて、住民投票条例においても、投票結果を尊重することを規定するか。</p>	<p>すでに明石市自治基本条例第14条第2項に投票結果の尊重義務規定があるため、住民投票条例では規定しない。</p>

<p>20 住民投票の再請求・発議の制限</p> <p>住民投票における判断は、その時点の条件下での判断であり、社会経済情勢等の変化により、その判断が異なってくるものである。よって同一事案について住民投票を行う必要がありうることは否定できないが、他方で、頻繁に行われた場合は、違う投票結果となったときに混乱を生じたり、事務の停滞を招く恐れもある。</p> <p>同一事案に関する再度の請求・発議ができない期間（例：2年間）を定める必要があるかどうか。</p>	<p>(1) 制限期間について</p> <p>他の自治体と同様の考え方で、住民投票条例による住民投票が実施された場合には、その結果の告示の日から2年間、再請求を制限する。</p> <p>(2) どういう場合を再請求ととらえるのか。</p> <p>請求された時点から遡って制限期間（2年間）内に住民投票条例による住民投票が実施され、その投票結果の告示がなされた事案であれば、住民投票の成立・不成立に関係なく、再請求の対象とする。</p> <p>なお、検討委員会では市長及び議会の発議権を認めない考え方のため、対象となる事案は住民発議の場合に限られ、住民投票条例によらない市長及び議会発議による住民投票については当該再請求の対象外となる。</p> <p>(3) 先に請求した事案が同一の事案であるかの判断は非常に難しく、再請求の判断基準について条例に定義規定を設けることはできない。請求が出された時点で市長が個々に判断せざるを得ない。</p> <p>(4) 再請求該当性やネガティブリスト該当性の市長判断に対しては異議の申出の手段がある。市長判断の事前チェックのために「第三者委員会」を設置する必要はない。</p>
<p>21 投票後の住民投票条例の評価や条例の見直し</p> <p>住民投票のしくみそのものが適正に働いたかは誰がチェックするのか？</p> <p>そのあたりも含めて、投票が終わった後の評価や条例の見直し手順を規定しておくことが必要である。</p>	<p>住民投票が実施されたときは、住民投票の制度や運用のあり方について、市民参画の下で評価（検証）を行い、必要な改善（見直し）を行う。</p> <p>また、住民投票が実施されなくても選挙制度の改正等により住民投票制度の見直しの必要があれば、その都度、制度や運用の改善（見直し）を行う。</p> <p>上記いずれの場合も、条例に見直し規定を置くか否かを問わず、必要があれば、条例、規則等の見直しも行うことになるため、住民投票を行わないときにまで、定期的な見直しを行うような規定を設けることは特にせず、条例上は、「住民投票が実施された場合は、住民投票の制度及び運用のあり方について、市民参画の下で評価を行う。」といった内容とする。</p>

(仮称)明石市住民投票条例の論点について

答申書

《概要版》

【お問い合わせ】

明石市住民投票条例検討委員会事務局
(明石市総務部法務課)

〒673-8686 明石市中崎 1 丁目 5-1

TEL 078-918-5041

FAX 078-918-5103

E-mail houmu@city.akashi.lg.jp

※委員会に関するこれまでの検討経過などは下記 URL をご覧ください。

http://www.city.akashi.lg.jp/soumu/houmu_ka/jyuumin-tohyo/akashishi_jyuumintouhyoujyoureikenntouiinnkai20130621.html